監査告示第６号

地方自治法第１９９条第４項の規定により、選挙管理委員会事務局の定例監査を実施したので、同条第９項の規定により監査結果を公表する。

令和７年４月２８日

南陽市監査委員　青　木　　勲
南陽市監査委員　板　垣　致江子

１　監査の対象
選挙管理委員会事務局の令和６年４月１日から令和７年２月末までの財務事務及び関連事務事業の執行状況

２　監査の期日　　令和７年４月２８日

３　準拠基準　　南陽市監査基準

４　監査の着眼点
監査の対象の事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

５　監査の方法
資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して監査を行った。

６　監査の結果
提出された書類等に基づき監査した結果、指摘する事項は無かった。